

令和4年5月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和4年5月10日 午後2時38分

市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和4年5月10日 午後2時53分

3 委員氏名

(1) 出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渋田 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子
西 孝則	村山 令子	元満 壽次	渋田 佳規
安武 昇	高原 尚広	仁部 誠二	薄 隆太
宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜	

(2) 欠席者

吉住 勝実

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	高原 康裕
	松尾 翔太郎
	大渡 貴美子

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）（利用権）

午後2時38分開会

○事務局長（[REDACTED]君） それでは、令和4年5月定例農業委員会を開会させていただきます
前に、出席委員の確認をいたします。

本日、吉住委員から欠席の御連絡がっております。

本日の出席委員数は19名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過

半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行につきましては、[REDACTED]、よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） 皆さん、現地調査、お疲れでございました。

いよいよ、5月もそろそろ中旬に入るわけですが、田植えの準備なり、水稻の管理作業なり、水、それから草刈り、いろいろと皆さん方も大変な時期をお迎えだろうと思います。今月から来月にかけて、割合作業が集中しますので、農業委員会の出席等も難しい方も出てくるかもしれませんけど、その場合は事前に御連絡を頂ければ大丈夫だと思います。

それでは、ただいまから令和4年の5月の定例総会を開催いたしたいと思います。

.....

○議長（[REDACTED]君） 始めます前に、議事録署名委員を、[REDACTED]と[REDACTED]お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

.....

○議長（[REDACTED]君） それでは、議事に入りたいと思います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号5-5、事務局、説明をお願いします。

○係（[REDACTED]君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号5-5について御説明をいたします。議案書1ページをお開きください。

本件は、申請人が贈与により所有権を取得し、農地として使用していくという内容です。譲受人が現在年齢73歳で、古賀市内において農業をされている方です。農業従事年数は約50年と伺っております。現在の農業経営状況としましては、主に水稻の生産をされてございます。所有する農機具としましては、トラクター、田植機、コンバインを所有されております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の2ページをお願いいたします。

今回の申請地は、谷山公民館から見まして西側に位置をしております斜線部の1筆でございます。こちら、申請地の南側に水田がございますけれども、そちらのほうが譲受人のほうの所有地でございまして、今回申請されている1筆につきましては、実際水路のような形で使用をしている場所でございます。

今後の申請地における営農計画といたしましても、引き続き隣接する水田の水路として引き続き使用ていきたいということで伺っております。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は1万348平米で、今回取得いたします面積を合計いたしますと

1万370平米となりまして、50a要件を満たしております。併せて、地元農業委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） 説明が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願ひします。地元委員さん。

○委員（[REDACTED]君） 地元の者ですけど、これは現状何も変わらない、登記ミスのやり替えみたいなもので、名義変更だけのことで、現況は何も動きませんので、よろしくお願ひします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございました。

御質問、御意見はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） ないようでしたら、採決に入りたいと思います。

賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手12／12名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（[REDACTED]） 続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、番号5—3、事務局、説明をお願いします。

○係（[REDACTED]君） それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号5—3について御説明をいたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により、使用貸借による権利の取得を行い、発掘調査を行うため、一時転用を行う内容でございます。こちらにつきましては、従前、文化財の試掘を行っておりまして、その結果、本発掘を実施する箇所の一部に農地が含まれていたため、一時転用の申請があつてある場所になってございます。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、位置図の説明をいたします。議案書の4ページをお願いいたします。申請地は、新砥石ヶ浦池の西側に位置をしております1筆、それから、コスモス広場の東側に位置をしております1筆、計2筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、農地の広がりはございますけれども、他地目で分断がありまして、広がりが10ha未満であるため、第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図等の説明をいたします。5ページから8ページに記載をさせていただいております。

まず、5ページをお開きください。こちらには、少し広域の図を記載させていただいておりますけども、四角囲みの①から③でお示しをさせていただいております箇所が、およその発掘調査を行う範囲になってございます。

6ページから8ページにわたりまして、①番から③番までの拡大図、また、横断図等もつけまして記載をさせていただいております。

それでは、6ページをお開きください。

拡大図の中ほどの灰色で網かけをしておりますけれども、こちらが1番の範囲の中における掘削を行う場所でございます。下段のほうには、横断図としまして、大体このぐらいの深さに文化財があるであろうといったところを点線でお示しをさせていただいておりまして、その面に従って掘り進めていくといった内容でございます。

それから、7ページ、8ページにも同様に記載をさせていただいておりまして、今回、掘削、発掘調査を行う場所で一番深い場所と申しますは、7ページにございます大体1.5mぐらいの深さまで掘るといったところで伺っております。

ですが、こちらについては、あくまで想定といったところでございますので、発掘調査を進めしていくに当たりまして、深さがもっと深くなったりですか、範囲が少し広がったりとか、そういういたところを想定されるということで伺っております。

横断図に記載がございますけれども、一番最下部のほうに沈砂池を設けまして、雨水、また、土砂等の流出がないようにというところで雨水の対策をしているところでございます。

最後に、地元水利承諾者につきまして御説明をさせていただきます。地元からは、令和4年4月18日付で、無条件での承諾書の提出がござります。併せて、地元区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） 説明が終わりました。御質問、御意見等がありましたらお願いします。

地元委員さんの補足説明が何かありましたらお願いします。

○議長（[REDACTED]君） 文化財の発掘による、調査によるものでございますので、問題はないかと思います。渋田委員。

○委員（[REDACTED]君） ここの区域は、調整区域なんですが、この発掘の場所は、地区計画による開発予定地の中での本掘、今回の一時本掘のための申請ということで、次に実際ここを、全体を大きく開発される予定の地というようなふうに捉えたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係（[REDACTED]君） 先ほどの質問にお答えをいたします。

こちらの大内田の地区につきましては、地区計画の設定も済んでおりますし、その後、開発を

予定している箇所でございます。

それに伴いまして試掘を行った結果、農地の筆の中に本発掘をする必要があるといったところがございましたので、今回の発掘のための一時転用ということで申請が上がっている箇所になってございます。

○委員（[REDACTED]君） それで、次に開発の取組として、やはり農地転用もございましょうし、その後の事務処理が続いて行われるというようなことによろしいですか。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係（[REDACTED]君） おっしゃるとおり、これから、まず指導要綱等にかけまして、またそこで中身をもんで、その流れの中で農地転用の申請等々が上がってくるといったところで理解をしております。

○議長（[REDACTED]君） いいですか。

○委員（[REDACTED]君） はい、結構です。

○議長（[REDACTED]君） ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） ないようですので、採決に移ります。

賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手12／12名]

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。全員賛成です。

.....

○議長（[REDACTED]君） 続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、事務局、説明をお願いします。

○係（[REDACTED]君） では、9ページをお開きください。議案第3号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。今回、新規で5件の申請があつております。

それでは、御説明に移らせていただきます。

申請番号5-7、川原にございます3筆で、合計面積が592平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年5月11日から令和9年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号5-8、新原及び川原にございます2筆で、合計面積が870平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年5月11日から令和4年12月末までの貸借りとなつております。

続きまして、申請番号5—9、川原にございます1筆で、面積が849平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年5月11日から令和6年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、10ページ、申請番号5—10、新原及び筵内にございます計9筆で、合計面積が8,701平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年5月11日から令和6年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号5—11、筵内にございます1筆で、面積が757平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年5月11日から令和5年12月末までの貸借りとなっております。

最後に、新規の利用権設定につきましては、全て区域委員の署名捺印を頂いておりますことから、市にて受理いたしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） 説明が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。
ございませんですか。

それでは、賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成、ありがとうございます。

午後2時53分閉会
